

やまがたカーボンニュートラル大使設置要綱

(設置の目的)

第1 2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、環境に関心を持つ小・中・高校生が、2050年に社会の中心となることを見据え、カーボンニュートラルについて考え、話し合い、交流するとともに、取組み事例や取組みの大切さなどを情報発信することにより、カーボンニュートラルの実現に向けた機運の醸成と県民一人ひとりの取組みに波及させることを目的として、やまがたカーボンニュートラル大使（以下「大使」という。）を設置する。

(要件)

第2 大使の要件は次のいずれにも該当するグループとする。

- (1) 山形県内に居住している小学生、中学生または高校生によりそれぞれ構成されるグループ
- (2) 環境に関心を持ち、カーボンニュートラルの実現に向けた取組みを実践しているグループ
- (3) 市町村教育委員会、県教育委員会または私立学校長の推薦を得たグループ
- (4) (2)の取組みにより表彰等を受けた、または、ユネスコスクール、スーパーサイエンスハイスクール、地域との協働による高等学校教育改革推進事業指定校等、カーボンニュートラルの実現に向けた取組みが顕著である学校のグループ

(活動内容)

第3 大使は、次に掲げる活動を行う。

- (1) カーボンニュートラルの実現に向けた取組みの実践と、取組み等についての情報発信
- (2) カーボンニュートラルの実現に向けた大使同士の情報交流
- (3) その他、カーボンニュートラルの実現に関する活動

(任期)

第4 原則として委嘱をした年度の年度末までとし、再任することができる。

- 2 大使にふさわしくない行為があったと判断した場合は、大使の同意の有無及び残存する任期にかかわらず、大使の委嘱を解くものとする。

(事務局)

第5 大使の事務局は、環境エネルギー部環境企画課カーボンニュートラル・GX戦略室に置く。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月23日から施行する。